

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月12日

【四半期会計期間】 第61期第1四半期(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

【会社名】 株式会社タダノ

【英訳名】 TADANO LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 多田野 宏一

【本店の所在の場所】 香川県高松市新田町甲34番地

【電話番号】 高松 (087)839 - 5555 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役企画管理部長 大藪 修二

【最寄りの連絡場所】 東京都墨田区亀沢2丁目4番12号

【電話番号】 東京 (03)3621 - 7777 (代表)

【事務連絡者氏名】 営業企画部部长 中野 章

【縦覧に供する場所】 株式会社タダノ東京事務所
(東京都墨田区亀沢2丁目4番12号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第61期 第1四半期連結累計(会計)期間 | 第60期 |
|------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 会計期間 | 自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日 | 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日 |
| 売上高 (百万円) | 39,089 | 174,360 |
| 経常利益 (百万円) | 3,747 | 17,980 |
| 四半期(当期)純利益 (百万円) | 2,047 | 11,619 |
| 純資産額 (百万円) | 88,198 | 87,490 |
| 総資産額 (百万円) | 174,881 | 177,404 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 691.33 | 685.72 |
| 1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円) | 16.09 | 91.32 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円) | | |
| 自己資本比率 (%) | 50.3 | 49.2 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円) | 2,903 | 7,376 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円) | 1,572 | 8,000 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円) | 1,703 | 583 |
| 現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円) | 21,913 | 22,035 |
| 従業員数 (人) | 2,714 | 2,769 |

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度に空気圧機器事業及びその他事業を営んでいた当社の連結子会社であった株式会社ニューエラーの全株式を長野計器株式会社に譲渡いたしました。これに伴い、当社の関係会社は子会社が1社減少し、子会社24社及び関連会社5社となり、当第1四半期連結会計期間より空気圧機器事業及びその他事業は営んでおりません。

3 【関係会社の状況】

空気圧機器事業及びその他事業を営んでいた株式会社ニューエラー(連結子会社)は、当第1四半期連結会計期間に長野計器株式会社へ譲渡したため関係会社に該当しなくなりました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

| | |
|---------|-------|
| 従業員数(人) | 2,714 |
|---------|-------|

(注) 従業員数は、就業人員を記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

| | |
|---------|-------|
| 従業員数(人) | 1,269 |
|---------|-------|

(注) 従業員数は、就業人員を記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における主要品目別の生産実績を示すと、次のとおりであります。

(提出会社)

| 区分 | 金額(百万円) |
|-----------|---------|
| 建設用クレーン | 20,110 |
| 車両搭載型クレーン | 2,845 |
| 高所作業車 | 3,224 |
| その他 | 4,290 |
| 合計 | 30,470 |

(ファウンGmbH)

| 区分 | 金額(百万円) |
|---------|---------|
| 建設用クレーン | 9,865 |
| その他 | 340 |
| 合計 | 10,205 |

- (注) 1 生産金額は販売価格で表示しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社グループは、受注見込による生産方式をとっております。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における主要品目別の販売実績を示すと、次のとおりであります。

| 区分 | 金額(百万円) |
|-----------|---------|
| 建設用クレーン | 26,735 |
| 車両搭載型クレーン | 2,882 |
| 高所作業車 | 2,360 |
| その他 | 7,110 |
| 合計 | 39,089 |

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結会社)が判断したものであります。

(1) 経営成績についての分析

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、原材料・エネルギー価格が一段と高騰しており、設備投資や個人消費の伸びが鈍化するなど、景気の減速感が強まっております。海外においては、米国経済は景気が引き続き停滞し、欧州経済は景気が緩やかに減速しております。

このような環境のなか、当社グループは、本年4月より「市場変動を乗り越え、新たな成長軌道へ」を基本戦略とする『中期経営計画(08-10)』に取り組んでおります。

当第1四半期連結会計期間は、国内及び海外での建設用クレーンの堅調な需要を背景に、不安定な調達環境のなか、建設用クレーンの増産と販売に注力しました。国内売上高は、車両搭載型クレーンや高所作業車が需要後退を受けて売上が減少し、建設用クレーンの売上が微増に止まったため、177億4千8百万円となりました。海外売上高は、欧州向けと北米向けの建設用クレーンが増加し、213億4千万円となりました。この結果、総売上高は390億8千9百万円となりました。

損益につきましては、増収効果はありましたが、販売費及び一般管理費の増加や為替差益の減少による営業外損益の悪化等により、経常利益は37億4千7百万円、四半期純利益は20億4千7百万円となりました。

主要品目別の業績を示すと、次のとおりであります。

建設用クレーン

国内売上につきましては、根強い買い替え需要にかかわらず、不安定な調達環境に加え、モデルチェンジ製品への移行を控えて、92億8千5百万円となりました。

海外売上につきましては、需要堅調な北米・欧州等への拡販により、174億4千9百万円となりました。この結果、建設用クレーンの売上高は、267億3千5百万円となりました。

車両搭載型クレーン

買い替え需要一巡と燃料価格の高騰を背景にトラック需要が引き続き減少するなか、燃費や品質を一段と高めたモデルチェンジ製品を市場投入するなどカーゴクレーンの販売に努めましたが、車両搭載型クレーンの売上高は、28億8千2百万円となりました。

高所作業車

通信向け需要が昨年度前半でピークアウトし、建築基準法改正の影響でレンタル業界向け需要も減少するなか、拡販に努めましたが、高所作業車の売上高は、23億6千万円となりました。

その他

部品、修理、中古車等のその他の売上高は、品不足による中古車売上の大幅減少により、71億1千万円となりました。

所在地別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

日本の売上高は、326億3百万円となり、営業利益は27億6千8百万円となりました。

ヨーロッパの売上高は、欧州子会社の売上増により、114億8千4百万円となりましたが、部品の納期遅延等に伴う生産性の低下により、営業利益は4億6千7百万円となりました。

その他の地域の売上高は、米国子会社やアジア子会社の売上増により、49億6千4百万円となりましたが、米国子会社の販売費及び一般管理費の増加により、営業利益は2億7千8百万円となりました。

(2) 財政状態についての分析

(資産)

総資産は、前連結会計年度末に比べ25億2千3百万円減の1,748億8千1百万円となりました。主な要因は、増産に伴うたな卸資産の増加46億9千8百万円や当第1四半期連結会計期間末の評価替えに伴う投資有価証券の増加11億3千1百万円がありました。売上債権の減少66億1千1百万円等があったことによるものです。

(負債)

負債については、前連結会計年度末に比べ32億3千1百万円減の866億8千2百万円となりました。主な要因は、有利子負債の増加が25億2千万円ありましたが、未払法人税等の減少25億6千9百万円や支払手形及び買掛金の減少33億9千6百万円等があったことによるものです。

(純資産)

純資産については、為替換算調整勘定の減少がありましたが、四半期純利益の計上等により、前連結会計年度末に比べ7億8百万円増の881億9千8百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、前連結会計年度末に比べ1億2千1百万円減少し、219億1千3百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における営業活動により使用された資金は29億3百万円となりました。これは、主に税金等調整前四半期純利益42億9千5百万円や売上債権の減少51億8千7百万円がありましたが、たな卸資産の増加71億5千9百万円や法人税等の支払いが43億1千3百万円となったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における投資活動により得られた資金は15億7千2百万円となりました。これは、主に子会社株式の売却26億2千1百万円を行ったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における財務活動により得られた資金は17億3百万円となりました。これは、主に配当金の支払11億4千4百万円がありましたが、短期借入金の増加30億9千5百万円があったことによるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第127条各号に掲げる事項)は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社グループは、「創造：工夫による前進と誇りうる品質のために創造しましょう。奉仕：顧客の利益と住みよい社会の建設のために奉仕しましょう。協力：私達の幸福と堅い心の結びつきのために協力しましょう。」という経営理念を事業目的とし、平成16年4月より、「世界に、そして未来に誇れる企業を目指して - No. 1 and the Next - 」をビジョンとして掲げております。

また、当社グループは、「世界に、そして未来に誇れる企業」となるために、「企業が社会や人との調和の中に生かされている存在」との認識のもと、地域社会・国際社会発展への貢献と地球環境の保全に役立つ事業活動を推進し、全てのステークホルダーの期待に応え、企業価値を最大化することを経営方針としております。

この経営方針の下で企業価値の最大化に向けて事業活動を推進するにあたっては、将来の予測を踏まえ、当社の経営環境を的確に把握し、経営資源を最大限、有効に活用しなければなりません。

そのためには、当社グループの事業活動に関する幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客・取引先及び従業員等の全てのステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解があつてこそ、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益の最大化に向けた経営を行うことが可能であると考えております。

従つて、これらに関する十分な理解なしに当社株券等の大規模買付行為等がなされる場合には、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることにならないものと考えております。

また、当社は、株主構成については、株式の市場における自由な取引を通じて決まるものであり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することが可能な大規模な買付行為等の提案に応じるか否かの判断は、最終的に株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えます。

しかし、大規模な買付行為等の中には、買収目的等からみて、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に対し明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に事実上、株式売却を強要するおそれがあるもの、当社の取締役会や株主の皆様が買付の条件等について検討し、あるいは当社の取締役会が、代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることにならないものも存在する可能性があります。

従つて、当社は、このような企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることにならない大規模な買付行為等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えております。

基本方針の実現に資する取組み

当社では、当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益の最大化を図り、上記の基本方針の実現に資する取組みとして、次の施策を実施しております。

a. 企業価値向上への取組み

当社は、「市場変動を乗り越え、新たな成長軌道へ」をメインテーマとして平成20年度から平成22年度までの『中期経営計画(08-10)』に取り組んでおります。

b. コーポレート・ガバナンスの取組み

当社は、コーポレート・ガバナンスにつきましては、経営の透明性・健全性・効率性を確保するための経営の重要課題の一つとして位置付けております。

コーポレート・ガバナンスが有効に機能するためには、経営理念等に基づき健全な企業風土を根付かせ、この健全な企業風土により企業経営（経営者）が規律される仕組み、並びに監査役の監査環境整備・実質的な機能強化により監査が適正に行われること等が重要であると認識しております。

当社では、執行役員制度を導入し、少数の取締役によって、グループ全体の視点に立った迅速な意思決定を行い、取締役相互の監視と執行役員の業務執行の監督を行っております。

「取締役会」は、定例会を毎月1回、臨時会を必要な都度開催しております。また、取締役会とは別に、執行部門の会議体として、業務執行の報告と情報共有化を図る「経営報告会（執行役員・取締役・監査役）」と、経営に関する戦略討議を行う「経営会議（執行役員・取締役・監査役）」を設け、毎月1回開催しております。また、執行役員間の業務執行の連携を強化するため、「執行役員会議（執行役員・取締役）」を毎月2回以上開催しております。

監査役は、重要な会議に出席すると共に、代表取締役社長及び会計監査人と各々定期的に意見交換会を開催しております。また、内部監査部門として内部統制室を設置し、監査役、会計監査人及び内部統制室は、相互に意思疎通し連携して各々監査の実効性の向上を図っております。

さらに、企業としての社会的責任を果たすため、CSR委員会（委員長：代表取締役社長）を設置し、その課題解決推進組織となる「リスク委員会」「コンプライアンス委員会」「情報セキュリティ委員会」「環境委員会」「製品安全委員会」「人材育成委員会」「安全衛生委員会」を通じ、経営の透明性と健全性を継続的に高め、業務リスクの軽減と業務品質向上を図る取組みを行っております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組み

当社は、上記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成20年5月8日に開催された取締役会において、当社株券等の大規模買付行為等に関する対応方針（以下「本対応方針」という）の導入を決定し、平成20年6月24日開催の第60回定時株主総会に、本対応方針の導入、継続、変更及び廃止を株主総会の決議によつても決定することができることとする定款変更議案、並びに、本対応方針の有効期間の延長に関する議案を付議し、承認可決されました。これにより、本対応方針の有効期間は、平成23年6月開催予定の第63回定時株主総会の終結の時までの3年間となっております。

a. 本対応方針の目的

本対応方針は、上記の基本方針に沿って、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させる目的を持って導入されるものです。当社取締役会は、大量の当社株券等の買付行為等が行われる場合に、不適切な買付行為等でないかどうかを株主の皆様がご判断するために必要な情報や時間を確保し、当社取締役会が株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に反する買付行為等を抑止する為の枠組みが必要であるとの結論に至りました。

b. 本対応方針の概要

本対応方針においては、特定株主の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付け等、又は結果として特定株主の議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付け等（いずれもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、市場買付け、公開買付け等の具体的な買付け等の方法を問いません。このような買付け等を以下「大規模買付行為等」という）を行い又は行おうとする者（以下「大規模買付者」という）に対して、当該大規模買付行為等に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必要期間の確保を求めめるために、当社株券等の大規模買付行為等に関するルール（以下「大規模買付ルール」という）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。

そして、大規模買付者がこの大規模買付ルールを遵守しない場合、或いは遵守した場合でも、大規模買付行為等が当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであるときや、企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なうときには、当社取締役会として一定の対抗措置を講じる方針です。

大規模買付行為等に対する対抗措置としては、大規模買付者による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当てその他法令又は当社の定款において当社取締役会の権限として認められているものの中から、その時々状況に応じて、適切なものを選択するものとします。

なお、当社は、企業価値・株主の皆様の共同の利益に対する大規模買付行為等の影響、並びに本対応方針に基づく対抗措置の発動についての当社取締役会の判断の透明性、客観性、公正性及び合理性を担保するため、取締役会から独立した社外取締役、社外監査役、社外有識者等により構成される独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重するものといたします。

本対応方針の詳細につきましては、インターネット上の当社ホームページ（アドレス<http://www.tadano.co.jp/company/newsrelease/index.html>）に掲載しておりますニュースリリース、平成20年5月8日付「当社株券等の大規模買付行為等に関する対応方針（買収防衛策）の導入について」をご覧ください。

上記の各取組みに関する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

a. 基本方針の実現に資する取組み(上記の取組み)について

上記に記載した諸施策は、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものであります。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

b. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組み(上記の取組み)について

(a) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本対応方針は、上記 b. に記載のとおり、大規模買付行為等が行われた際に、当該大規模買付行為等が不適切な買付行為等でないかどうかを株主の皆様及び当社取締役会が判断するために必要な情報及びその内容の評価・検討等に必要期間を確保し、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能とすることで、企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるための枠組みであり、基本方針に沿うものであります。

(b) 当該取組みが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本対応方針は当社株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しております。

2) 株主意思を重視するものであること

本対応方針の有効期間は、平成20年6月24日開催の第60回定時株主総会において、本対応方針に関する株主の皆様のご意思を確認させていただくため、本対応方針の導入、継続、変更及び廃止を株主総会の決議によっても決定することができることとする定款変更、並びに、本対応方針の有効期間の延長の可否について株主の皆様にご諮りし、株主の皆様のご承認を得て、平成20年6月24日開催の第60回定時株主総会の日から平成23年6月開催予定の第63回定時株主総会の終結の時までの3年間となっております。

加えて、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において本対応方針を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で変更又は廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されるものとなっております。

3) 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、本対応方針の導入に当たり、大規模買付ルールを遵守して一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値・株主の皆様のご利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性、公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重するものといたします。

実際に大規模買付行為等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該大規模買付行為等が当社の企業価値・株主の皆様のご利益を著しく損なうものであるか否かを検討し、当該大規模買付行為等に対して対抗措置を発動すべきか否かについて、取締役会に勧告します。当社取締役会は、その勧告を最大限尊重して対抗措置を発動するか否かを決定します。独立委員会の勧告の概要及び判断の理由等については適時に株主の皆様にご情報開示いたします。

このように、独立性の高い独立委員会により、当社取締役会が恣意的に対抗措置の発動を行うことのないよう厳しく監視することによって、当社の企業価値・株主の皆様のご利益に資するよう本対応方針の運用が行われる仕組みが確保されております。

4) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件を設定していること

本対応方針においては、大規模買付行為等に対する対抗措置は合理的かつ客観的な要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

5) 第三者専門家の意見を取得すること

大規模買付者による大規模買付行為等が行われた場合、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができます。これにより、独立委員会の勧告を最大限尊重してなされる当社取締役会の判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

6) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本対応方針は、有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会における本対応方針を変更又は廃止する旨の決議により、いつでも変更又は廃止することができるものとされております。従って、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。なお、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は955百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 400,000,000 |
| 計 | 400,000,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年6月30日) | 提出日現在 発行数(株) (平成20年8月12日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------|--|---------------------------------|------------------------------------|----|
| 普通株式 | 129,500,355 | 129,500,355 | 東京証券取引所 (市場第一部) | |
| 計 | 129,500,355 | 129,500,355 | | |

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (千株) | 発行済株式 総数残高 (千株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|--------------------------|------------------------|-----------------------|-----------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 平成20年4月1日～ 平成20年6月30日 | | 129,500 | | 13,021 | | 16,913 |

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、株式会社みずほ銀行及びその共同所有者である他3社から平成20年6月6日付けで関東財務局長に提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成20年5月30日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第1四半期会計期間末の実質所有株式数の確認ができておりません。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%) |
|-----------------|-------------------|---------------|--------------------------------|
| 株式会社みずほ銀行 | 東京都千代田区内幸町1丁目1番5号 | 6,246 | 4.82 |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 東京都千代田区丸の内1丁目3番3号 | 586 | 0.45 |
| みずほ信託銀行株式会社 | 東京都中央区八重洲1丁目2番1号 | 4,932 | 3.81 |
| みずほ投信投資顧問株式会社 | 東京都港区三田3丁目5番27号 | 184 | 0.14 |
| 計 | | 11,949 | 9.23 |

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成20年6月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|----------------------------|----------|------------------|
| 無議決権株式 | | | |
| 議決権制限株式(自己株式等) | | | |
| 議決権制限株式(その他) | | | |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 2,299,000 | | |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 125,365,000 | 125,364 | |
| 単元未満株式 | 普通株式 1,836,355 | | 1単元(1,000株)未満の株式 |
| 発行済株式総数 | 129,500,355 | | |
| 総株主の議決権 | | 125,364 | |

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ1,000株及び200株含まれております。

2 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式833株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年6月30日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%) |
|---------------------|--------------------|----------------------|----------------------|---------------------|--------------------------------|
| (自己保有株式) 株式会社タダノ | 香川県高松市新田町 甲34番地 | 2,299,000 | | 2,299,000 | 1.78 |
| 計 | | 2,299,000 | | 2,299,000 | 1.78 |

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成20年 4月 | 5月 | 6月 |
|-------|-------------|-------|-------|
| 最高(円) | 1,089 | 1,236 | 1,315 |
| 最低(円) | 936 | 981 | 1,099 |

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日) | 前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日) |
|---------------|-------------------------------|--|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 22,048 | 22,202 |
| 受取手形及び売掛金 | 3 49,375 | 3 55,987 |
| 商品及び製品 | 17,359 | 14,007 |
| 仕掛品 | 17,796 | 17,486 |
| 原材料及び貯蔵品 | 9,490 | 8,454 |
| 繰延税金資産 | 3,171 | 3,550 |
| 短期貸付金 | 3,308 | 3,234 |
| その他 | 3,583 | 4,847 |
| 貸倒引当金 | 1,943 | 2,254 |
| 流動資産合計 | 124,190 | 127,516 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物(純額) | 9,905 | 10,234 |
| 機械装置及び運搬具(純額) | 3,723 | 3,170 |
| 土地 | 19,833 | 20,119 |
| リース資産(純額) | 34 | - |
| 建設仮勘定 | 1,426 | 1,344 |
| その他(純額) | 1,284 | 1,282 |
| 有形固定資産合計 | 1 36,208 | 1 36,151 |
| 無形固定資産 | 625 | 736 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 9,571 | 8,439 |
| 繰延税金資産 | 1,595 | 1,808 |
| その他 | 4,065 | 4,128 |
| 貸倒引当金 | 1,375 | 1,376 |
| 投資その他の資産合計 | 13,856 | 13,000 |
| 固定資産合計 | 50,690 | 49,888 |
| 資産合計 | 174,881 | 177,404 |

(単位：百万円)

| | 当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日) | 前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日) |
|--------------|-------------------------------|--|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金 | 32,087 | 35,484 |
| 短期借入金 | 23,965 | 19,638 |
| リース債務 | 13 | - |
| 未払金 | 4,144 | 3,936 |
| 未払法人税等 | 2,234 | 4,804 |
| 繰延税金負債 | - | 39 |
| 引当金 | 1,622 | 1,649 |
| 割賦利益繰延 | 1,759 | 1,741 |
| その他 | 5,531 | 5,540 |
| 流動負債合計 | 71,360 | 72,834 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 7,118 | 8,925 |
| リース債務 | 54 | - |
| 繰延税金負債 | 206 | 205 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | 2,804 | 2,804 |
| 退職給付引当金 | 4,536 | 4,442 |
| 負ののれん | 37 | 109 |
| その他 | 564 | 592 |
| 固定負債合計 | 15,322 | 17,079 |
| 負債合計 | 86,682 | 89,914 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 13,021 | 13,021 |
| 資本剰余金 | 16,869 | 16,869 |
| 利益剰余金 | 59,881 | 58,782 |
| 自己株式 | 2,122 | 2,108 |
| 株主資本合計 | 87,650 | 86,565 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 1,368 | 619 |
| 繰延ヘッジ損益 | 5 | 8 |
| 土地再評価差額金 | 68 | 68 |
| 為替換算調整勘定 | 1,014 | 116 |
| 評価・換算差額等合計 | 279 | 658 |
| 少数株主持分 | 268 | 266 |
| 純資産合計 | 88,198 | 87,490 |
| 負債純資産合計 | 174,881 | 177,404 |

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日) |
|----------------|---|
| 売上高 | 39,089 |
| 売上原価 | 29,428 |
| 割賦販売利益繰延前売上総利益 | 9,661 |
| 割賦販売未実現利益戻入額 | 197 |
| 割賦販売未実現利益繰入額 | 215 |
| 売上総利益 | 9,643 |
| 販売費及び一般管理費 | |
| 荷造運搬費 | 892 |
| 広告宣伝費 | 124 |
| 製品保証引当金繰入額 | 193 |
| 貸倒引当金繰入額 | 26 |
| 人件費 | 2,123 |
| 退職給付費用 | 145 |
| 旅費及び交通費 | 225 |
| 減価償却費 | 152 |
| 研究開発費 | 955 |
| その他 | 1,384 |
| 販売費及び一般管理費合計 | 6,225 |
| 営業利益 | 3,418 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 68 |
| 割賦販売受取利息 | 83 |
| 受取配当金 | 101 |
| 負ののれん償却額 | 4 |
| 為替差益 | 152 |
| その他 | 165 |
| 営業外収益合計 | 575 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 228 |
| その他 | 18 |
| 営業外費用合計 | 247 |
| 経常利益 | 3,747 |

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

| | |
|--------------|-------|
| 特別利益 | |
| 固定資産売却益 | 5 |
| 子会社株式売却益 | 244 |
| 貸倒引当金戻入額 | 307 |
| 債務保証損失引当金戻入額 | 0 |
| 特別利益合計 | 558 |
| 特別損失 | |
| 固定資産除売却損 | 9 |
| 貸倒引当金繰入額 | 0 |
| 特別損失合計 | 9 |
| 税金等調整前四半期純利益 | 4,295 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,903 |
| 法人税等調整額 | 322 |
| 法人税等合計 | 2,225 |
| 少数株主利益 | 23 |
| 四半期純利益 | 2,047 |

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

| | |
|--------------------------|--------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 税金等調整前四半期純利益 | 4,295 |
| 減価償却費 | 565 |
| 負ののれん償却額 | 4 |
| 子会社株式売却損益(は益) | 244 |
| 貸倒引当金の増減額(は減少) | 285 |
| 退職給付引当金の増減額(は減少) | 69 |
| 割賦利益繰延の増減額(は減少) | 17 |
| 受取利息及び受取配当金 | 169 |
| 割賦販売受取利息 | 83 |
| 支払利息 | 228 |
| 為替差損益(は益) | 48 |
| 固定資産除売却損益(は益) | 3 |
| 売上債権の増減額(は増加) | 5,187 |
| たな卸資産の増減額(は増加) | 7,159 |
| 仕入債務の増減額(は減少) | 2,816 |
| その他 | 1,879 |
| 小計 | 1,433 |
| 利息及び配当金の受取額 | 168 |
| 割賦販売受取利息の受取額 | 84 |
| 利息の支払額 | 276 |
| 法人税等の支払額 | 4,313 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 2,903 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 定期預金の増減額(は増加) | 32 |
| 有形固定資産の取得による支出 | 973 |
| 有形固定資産の売却による収入 | 10 |
| 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入 | 2,621 |
| その他 | 119 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 1,572 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 短期借入金の純増減額(は減少) | 3,095 |
| 長期借入れによる収入 | 472 |
| 長期借入金の返済による支出 | 705 |
| 自己株式の取得による支出 | 15 |
| 自己株式の処分による収入 | 1 |
| 配当金の支払額 | 1,144 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 1,703 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 494 |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 121 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 22,035 |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高 | 21,913 |

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

1 連結の範囲に関する事項の変更

(1) 連結の範囲の変更

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度まで当社の連結子会社であった株式会社ニューエラーの全株式を長野計器株式会社に譲渡したことにより、連結範囲から除外しております。

(2) 変更後の連結子会社の数

23社

2 会計処理基準に関する事項の変更

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更

たな卸資産

当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、従来、主として個別法による原価法によっておりました商品・製品・半製品(キャリアパーツ)・仕掛品・原材料(キャリア)については、主として個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。また、従来、主として総平均法による原価法によっておりました半製品(その他)・原材料(その他)については、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。これによる損益に与える影響額は軽微であります。

なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。これによる損益に与える影響額は軽微であります。

なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

(3) リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引続き採用しております。これによる損益に与える影響額は軽微であります。

なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

1 固定資産の減価償却費の算定方法

減価償却費について、定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

2 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法

法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化が無いと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

| 当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日) | 前連結会計年度末 (平成20年3月31日) |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 1 有形固定資産の減価償却累計額 24,053百万円 | 1 有形固定資産の減価償却累計額 25,819百万円 |
| 2 保証債務 販売先の当社提携銀行等よりの借入の保証 | 2 保証債務 販売先の当社提携銀行等よりの借入の保証 |
| (有)岡田商会 384百万円 | (有)岡田商会 399百万円 |
| 平野クレーン工業(株) 348 " | 平野クレーン工業(株) 366 " |
| 東京重機(株) 333 " | 東京重機(株) 347 " |
| その他304社 6,318 " | その他301社 6,229 " |
| 合計 7,385百万円 | 合計 7,343百万円 |
| 3 受取手形裏書譲渡高 9,820百万円 | 3 受取手形裏書譲渡高 9,853百万円 |

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

| 当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日) | |
|--|-----------|
| 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在) | |
| 現金及び預金 | 22,048百万円 |
| 預入期間が3ヶ月を超える 定期預金 | 134 " |
| 現金及び現金同等物 | 21,913百万円 |

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1 発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 当第1四半期 連結会計期間末 |
|---------|-------------------|
| 普通株式(株) | 129,500,355 |

2 自己株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 当第1四半期 連結会計期間末 |
|---------|-------------------|
| 普通株式(株) | 2,311,735 |

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成20年6月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 1,144 | 9.00 | 平成20年3月31日 | 平成20年6月25日 |

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の金額の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

「リース取引に関する会計基準」を早期に適用し、既存分のリース取引で所有権移転外ファイナンス・リース取引において通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っておりますが、リース取引残高が前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

事業の運営において重要な有価証券はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループのデリバティブ取引についてはヘッジ会計を適用しており、該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度まで空気圧機器事業及びその他の事業を営んでいた当社の連結子会社であった株式会社ニューエラーの全株式を長野計器株式会社に譲渡いたしました。これに伴い当社及び連結子会社の事業は、建機事業ならびにこれらの付帯業務の単一事業となり、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

| | 日本 (百万円) | ヨーロッパ (百万円) | その他の 地域(百万円) | 計 (百万円) | 消去又は 全社(百万円) | 連結 (百万円) |
|---------------------------|-------------|----------------|-----------------|------------|-----------------|-------------|
| 売上高 | | | | | | |
| (1) 外部顧客に対する 売上高 | 26,403 | 7,780 | 4,905 | 39,089 | | 39,089 |
| (2) セグメント間の内部 売上高又は振替高 | 6,200 | 3,703 | 59 | 9,963 | (9,963) | |
| 計 | 32,603 | 11,484 | 4,964 | 49,052 | (9,963) | 39,089 |
| 営業利益 | 2,768 | 467 | 278 | 3,514 | (95) | 3,418 |

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

- (1) ヨーロッパ.....ドイツ、オランダ
- (2) その他の地域.....米国、韓国他

3 会計処理の方法の変更

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2(1)に記載のとおり、従来、主として個別法による原価法によっておりました商品・製品・半製品(キャリヤパーツ)・仕掛品・原材料(キャリヤ)については、主として個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。また、従来、主として総平均法による原価法によっておりました半製品(その他)・原材料(その他)については、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。これによる「日本」の営業利益に与える影響は軽微であります。

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2(2)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。これによる「ヨーロッパ」の営業利益に与える影響は軽微であります。

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2(3)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引続き採用しております。これによる「日本」の営業利益に与える影響は軽微であります。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

| | ヨーロッパ | 北米 | その他の地域 | 計 |
|--------------------------|-------|-------|--------|--------|
| 海外売上高(百万円) | 7,787 | 4,285 | 9,267 | 21,340 |
| 連結売上高(百万円) | | | | 39,089 |
| 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%) | 19.9 | 11.0 | 23.7 | 54.6 |

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) ヨーロッパ.....ドイツ、イギリス、スペイン他

(2) 北米.....米国、カナダ

(3) その他の地域.....アラブ首長国連邦、韓国、オーストラリア他

3 海外売上高は、当社及び本邦に所在する連結子会社の輸出高並びに本邦以外の国に所在する連結子会社の売上高の合計額(ただし、連結会社間の内部売上高は除く)であります。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

| 当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日) | | 前連結会計年度末 (平成20年3月31日) | |
|-------------------------------|---------|--------------------------|---------|
| 1株当たり純資産額 | 691.33円 | 1株当たり純資産額 | 685.72円 |

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

| | 当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日) | 前連結会計年度末 (平成20年3月31日) |
|---|-------------------------------|--------------------------|
| 純資産の部の合計額(百万円) | 88,198 | 87,490 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額(百万円) | 268 | 266 |
| (うち少数株主持分) | (268) | (266) |
| 普通株式に係る四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の純資産額(百万円) | 87,929 | 87,223 |
| 1株当たりの純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の数(千株) | 127,188 | 127,200 |

2 1株当たり四半期純利益金額

| 当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日) | |
|---|--------|
| 1株当たり四半期純利益金額 | 16.09円 |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

| | 当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日) |
|----------------------|---|
| 四半期純利益金額(百万円) | 2,047 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | |
| 普通株式に係る四半期純利益金額(百万円) | 2,047 |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 127,196 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月6日

株式会社タダノ
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岡 林 正 文 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 久 保 誉 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社タダノの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タダノ及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。